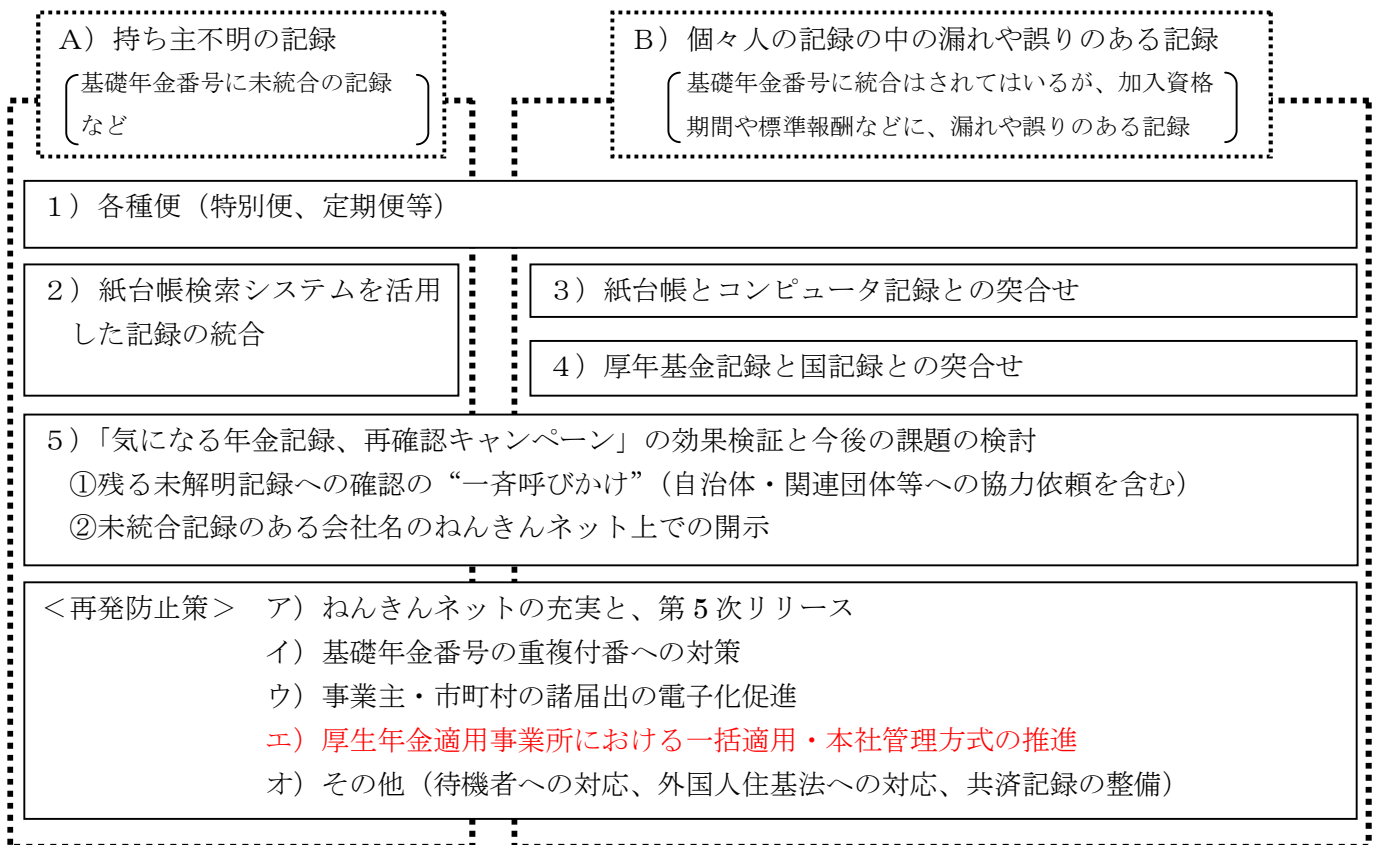


年金記録問題の主な取組事項（全体構図）等

- ◎ 年金記録問題に係る主な取組内容について、記録問題の原因となった「A）持ち主不明の記録」と、紙台帳の記載内容を正しくコンピューターに移し替えていない等により「B）個々人の記録の中の漏れや誤りのある記録」に着目して整理すると、以下のとおり。

【特別委員会の審議項目】

- ① 年金記録問題への今後なお必要な対応策についての審議
- ② 年金記録問題に係るこれまでの取組内容の整理



③ その他年金記録問題への対応に資する取組の提言

- ア) 再発防止策としての日本年金機構における事務処理誤り
イ) 文書保存体制のあり方

<上記各項目を審議する際の視点>

- 1) 上記事項の状況と評価（記録問題進捗状況の第2次中間報告（25年6月又は7月）による確認）
- 2) 現場の取り組みへの影響と持続性（効率性・事務処理の正確性の重視）
- 3) 年金記録問題全般の体制等に関する、平成26年度以降への対応

<報告書の提出>

平成18年以降の各種委員会等での審議内容や指摘事項などへの対応状況、及び上記視点からの提言を含め、年金局・日本年金機構が実施した具体策のフォローアップを総括する報告書を、記録問題に係る各種取組の節目となる平成26年3月までにまとめ、厚生労働大臣に提出する。